

令和7年度
障害者総合支援法に基づく
集団指導

鳥取市福祉部
地域福祉課指導監査室

運営指導における主な指摘等

1. 業務継続計画の策定等

【主な指摘事項について】

- 業務継続計画に盛り込まれている「優先すべき業務」について記載がない。
- 「感染症に関する計画」と「災害に関する計画」の2つが必要だが、1つ又は両方が作成されていない。
- 従業者に対する研修及び訓練が実施されていない。

感染症対応_様式7_業務分類（優先業務の選定）

施設の業務を重要度に応じて4段階に分類し、出勤状況を踏まえ縮小・休止する。入所者・利用者の健康・身体・生命を守る機能を優先的に維持する。（出勤率をイメージしながら作成。）						
分類名称	定義	業務例	出勤率			
			%	%	%	%
A:継続業務	・優先的に継続する業務 ・通常と同様に継続すべき業務	食事、排泄、医療的ケア、清拭 等				
B:追加業務	・感染予防、感染拡大防止の観点から新たに発生する業務	利用者家族等への各種情報提供、空室的分層のための部屋割り変更、施設内の消毒、来所者の体温測定、等				
C:削減業務	・規模、頻度を減らす業務	入浴、活動、就労訓練 等				
D:休止業務	・上記以外の業務					

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所等では、どの事業（入所、通所、訪問等）を優先するか（どの事業を縮小・休止するか）を法人本部とも連携して決めておく。

<優先する事業>

(1)
(2)
(3)

<当座休止する事業>

(1)
(2)
(3)

② 優先する業務

上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

(記入フォーム例)

優先業務	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
与業支援	人	人	人	人
食事支援	人	人	人	人
排泄支援	人	人	人	人
・・・	人	人	人	人
・・・	人	人	人	人

2. 勤務体制の確保等

【主な指摘事項について】

●以下のハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じられていない。

・性的な言動(セクシュアルハラスメント)

・優越的な関係を背景とした言動(パワーハラスメント)

●事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、以下に規定されています。

(セクシュアルハラスメント)

事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して
雇用管理上講ずべき措置等についての指針
(平成18年厚生労働省告示第615号)

(パワーハラスメント)

事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に
起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針
(令和2年厚生労働省告示第5号)

3. 衛生管理(感染症・食中毒・熱中症)

【主な指摘事項について】

①感染症・食中毒・熱中症の予防対策を検討する委員会、研修と訓練が定期的実施されていない。

特に「熱中症」に関する取り組みが行われていないことが多い。

※熱中症は鳥取県、鳥取市独自の基準。

②実施した委員会等の記録が整備されていない。

・記録には「実施日」、「実施時間」、「参加者名」、「内容」が記録されていること。

・委員会、研修、訓練は同日に行っても支障ないが、記録はそれぞれ分けて行うこと。

※開催頻度については共通項目をご確認ください。



4. 内容及び手続の説明及び同意

【主な指摘事項について】

●重要事項説明書に給付費・加算の内訳を記載すること。

事業所の支援体制に対する給付費や加算の内訳を契約時及び基準改定等の給付費に変更があった際に記載された文書を基に説明を行うこと。

※記載方法については別紙記載にするなど、報酬改定時の差替え等が容易な方法でも可

●重要事項説明書と運営規程の内容の不一致

重要事項説明書は運営規程と一致させる必要があります。特に「利用者から受領する費用の種類」については毎年指摘事項としてあがっているため、事業所の各書類を確認し適切に処理をしてください。



5. 秘密保持等

【主な指摘事項について】

- 利用者のみならず利用者家族に関する情報を他の事業者等と共有する場合は、当該利用者家族からも個人情報の利用同意書を得ること。

(不適切な例)

家族代表から家族の個人情報の同意を一括して得ている

家族の個人情報を他の事業所と共有する場合は、
家族代表から一括して同意を得るのではなく、
一人ひとりから同意を得るようにしてください。

※家族の個人情報を使用することがないのであれば
個人情報の同意を得る必要はありません。

6. 主な加算の指摘事項

①欠席時対応加算



- ・記録の内容が不十分である（相談援助の内容が記録されていない、事業所側の対応した従業者等の記載がされていない等・・・）。

従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整
その他の相談援助を行うとともに、利用者の状況、
相談援助の内容等を記録してください。

①欠席時対応加算

(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

- ・ 事前に欠席する日が確定しているにもかかわらず、算定している。

急病等によりその利用を中止した日の**前々日、前日又は当日**に中止の連絡があった場合算定してください。

- ・ 1回の連絡で複数日分算定している。

複数日の欠席の連絡を1回の連絡で行った場合、1日分のみ算定してください。

①欠席時対応加算

(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

(報酬留意事項通知より抜粋 ※生活介護)

⑨ 欠席時対応加算の取扱いについて

報酬告示第6の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の**前々日、前日又は当日**に中止の連絡があった場合について算定可能とする。

(二) 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、**引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり**、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

②送迎加算

(生活介護、短期入所、包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

(報酬留意事項通知より抜粋 ※生活介護)

⑮ 送迎加算の取扱いについて

報酬告示第6の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、都道府県知事が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。

(二) 報酬告示第6の12の送迎加算のうち、送迎加算(I)については、当該月において、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合に算定が可能であること。また、送迎加算(II)については、当該月において、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合に算定が可能であること。

(ア) 1回の送迎につき、**平均10人以上(ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上)**の利用者が利用

(イ) **週3回以上**の送迎を実施

なお、居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。

②送迎加算

(生活介護、短期入所、包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

(報酬留意事項通知より抜粋)

⑮ 送迎加算の取扱いについて

(三) 指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「指定共同生活援助事業所等」という。）と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。

(四) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。

(五) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、報酬告示第6の12の注2の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。

(六) 「これに準ずる者」とは、区分4以下であって、第543号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者とする。

②送迎加算

(生活介護、短期入所、包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

	日	月	火	水	木	金	土
朝夕	1	2 12人 10人	3	4 10人 8人	5	6 10人 10人	7
朝夕	8	9 10人 10人	10	11 10人 10人	12	13 11人 9人	14
朝夕	15	16 10人 10人	17	18 11人 9人	19	20 10人 10人	21
朝夕	22	23 10人 8人	24	25 12人 10人	26	27 10人 10人	28
朝夕	29	30 10人 10人	31	→延べ 260人回			

- ・ 1回 (片道) の送迎人数が平均 10 人
 ・ 週 3 日以上実施

} 送迎加算 (I) 対象
 ↓

加算額 : 260 人回 × 27 単位 = 7,020 単位

共同生活援助ガイドライン（案）

[参考資料10] 共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価等に係る研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

概要

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「グループホームにおける障害者の特性に応じた支援内容や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、来年度以降、ガイドラインの策定や資格要件・研修の導入等により具体化していく」ことが検討の方向性として盛り込まれた。
- 今後の議論に向けて、共同生活援助（グループホーム）における具体的な支援内容の明確化及びサービスの質の評価について調査・検討を行い、共同生活援助における支援に関するガイドライン（案）を作成する。
- また、共同生活援助の開設者や管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等についても検討を行う。

ガイドライン（案）の概要

- 共同生活援助は様々な障害者が多様な暮らしを営んでいるが、運営する事業者が利用者に対して質の高い支援を提供するために、その運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準として基本的な事項を指定基準（*）に沿って作成したもの。

<目次>

第1章	障害者福祉の基本理念	(基本理念、虐待の防止、意思決定支援)
第2章	共同生活援助の全体像	(人員基準、運営規程、緊急時等の対応、業務管理体制の整備、苦情解決等)
第3章	共同生活援助の提供すべき支援の内容	(共同生活援助における支援と連携すべき関係機関、具体的な支援の内容等)
第4章	支援の質の向上のための取組	(事業者における取組、地域との連携)
別添1	共同生活援助ガイドライン（案）自己チェックシート	
別添2	共同生活援助事業者が実施しなければならない委員会・研修等	
別添3	参考資料一覧	

今後（予定）

- 令和7年度障害者総合福祉推進事業の「共同生活援助における運営の適正化に向けた研究において、共同生活援助ガイドライン（案）を活用したモデル研修を試行的に実施する予定。
- また、調査研究により作成されたガイドライン（案）について、厚生労働省として正式に策定（令和7年度中）予定。

* 指定基準（基準第210条の5第5項）において、「共同生活援助事業者はその提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」とされている。ガイドラインに基づいた自己評価を事業所内で共有したり自治体による集団指導や研修等において活用することや、指定共同生活援助事業者が自ら開催する地域連携推進会議において自己評価の内容を報告し、会議の構成員から客観的な助言をうけること等で支援の改善につなげていく。

ありがとうございました。